

【国有林材の製品システム販売物件の買受希望者様向け】

製品システム販売の実施手法を見直します (四国森林管理局)

※令和6年度 製品システム販売における企画競争の実施公告より適用します。

実施手法の見直しに係るポイント

- 1 対象となる需要者の要件の見直し
- 2 引渡場所の取扱い等の見直し
- 3 審査基準（取組評価点の一部）の見直し
- 4 販売予定物件設定の見直し
- 5 協定の変更及び解除に係る事項等の見直し

以下、ポイントの説明

1 対象となる需要者の要件の見直し

当局における製品システム販売における課題を踏まえ、対象となる需要者の要件として以下（1）の事項を加えます。

申請書の添付書類等は以下（2）のとおりとします。

（1）対象となる需要者の要件

公告で定める事項のほか、以下の事項を対象となる需要者の要件とします。

- ・協定希望者は、検知業務有資格者と協定していること
- ・協定希望者は、検知業務有資格者であること
- ・協定希望者は、引渡希望場所に自動選別機を保有する者であること
のいずれかに該当すること。

（2）申請書の添付書類

公告で定める書類のほか、以下の書類等の提出をお願いします。

- 協定希望者が検知業務請負有資格者と協定している場合
 - ・協定希望者と検知業務請負有資格者との協定書の写し
 - ・検知業務請負有資格を証する書類
- 協定希望者が検知業務の有資格者である場合
 - ・検知業務請負有資格を証する書類
- 協定希望者が引渡希望場所に自動選別機を保有する者である場合
 - ・引渡希望場所に自動選別機を保有することを証する書類

2 引渡場所の取扱い等の見直し

公告上、森林管理局署が管理する土場（6箇所）を引渡場所としない物件については、買受希望者において、申請書提出時に、公告において記載する条件を満たした引渡場所を指定していただきます。

なお、素材は、森林管理局（所）が当該引渡場所まで輸送します。
引渡場所の条件や申請書の添付書類等は以下のとおりとなります。

（1）引渡場所の条件

- ・公告において森林管理局が指定する行政区域内であること
- ・検知、引渡等の作業が可能な（十分な広さのある）場所であること

（2）申請書の添付書類

公告で定める書類のほか、引渡希望場所の所有者が買受希望者と異なる場合は、引渡希望場所の利用について所有者の同意が確認できる書類を提出していただきます。

（3）検知業務請負契約の取扱い

森林管理局（所）は、決定した引渡場所において、検知業務請負有資格者又は自動選別機の保有者と検知業務請負の契約を締結するものとします。

- ・森林管理局（所）は検知業務請負有資格者又は自動選別機の保有者に見積案内を行い、契約を締結するものとします。
- ・検知代金は、単価によるものとし、森林管理局（所）が決定する予定価格以下とします。

3 審査基準（取組評価点の一部）の見直し

企画競争において、製品システム販売と立木システム販売で同一にしていた審査基準中の評価項目「取組評価点⑩（森林管理局長の評価）」について、製品システム販売においては、下記のとおり新たな審査項目の内容及び配点とします。

なお、立木システム販売の審査項目等については、従前と変更ありません。

【審査項目の内容及び配点（最大9点）】

- ・協定数量を超過した場合でも、引渡場所に輸送される素材のすべてを購入することを確約できる。（6点）
- ・素材の検知に係る実行体制（人員体制・機械等の設備体制・実績の有無）が確立されている。（最大3点）

〔協定者は、審査項目事項を履行するものとし、違反等が認められた場合にあつては、次回の評価時に減点の対象とする場合があります。〕

4 販売予定物件設定の見直し

これまで、販売予定物件については、一般材と低質材の樹材種ごとに設定していましたが、見直し後は、原則、当該地域において出材予定のすべての樹材種を一括で設定します。

5 協定の変更及び解除に係る事項等の見直し

これまで、協定の変更及び解除に係る事項及び様式がなかったことから、これを追加します。

※本見直しに関する問合せは、正確な内容の把握のため、メールのみの受付としております。

問合せのあった事項は、その内容のみ公表させていただきます。

【問合せ先】

四国森林管理局資源活用課E－Mail：shikoku_katuyo@maff.go.jp